

「一宮市提出用の総括表」が郵送された場合はそちらを使用してください。」

給与支払者の「法人番号(個人事業主の場合は個人番号)」の記入が必要です。
 ※個人事業主の場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
 ※必ず**フリガナ**も記入してください。

指定番号を記入
してください。

1月1日現在の全員の人数(退職者分を除く)を記入してください。
※一宮市以外の給与受給者も含んだ人数です。

指定番号
0579000002

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで														個人番号は右詰で記載してください。)
給与を支払者の個人番号又は法人番号	3	0	0	0	0	2	0	2	3	2	0	3	3		
フリガナ	イチノミヤサンギョウ カブシキガイシャ										事業種目	毛織物業			
給与を支払者の氏名又は名称	一宮産業 株式会社										受給者総人員	45 人			
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	同 上										報告人員 特別徴収対象者 普通徴収対象者(退職者を除く) 普通徴収対象者(退職者を除く) 報告人員の合計	21 人			
	訂正分											8 人			
												1 人			
フリガナ	イチノミヤシンホンマチ2チヨウメ5バン6ゴウ										報告人員の合計	30 人			
〒491-0859															
同上の所在地	一宮市本町2丁目5番6号										所務署名	一宮 税務署			
給与を支払者が法人である場合の代表者の氏名	一宮 太郎										経理課給与と保				
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 尾張 良子 (電話 0586-28-〇〇〇〇)										給与の支払方法及びその期日	月給 25日			
関与税理士氏名及び電話番号	氏名 尾州 織姫 (電話 052-28-△△△△)										納入書の送付	必要・不要			

個人別明細書の記載誤り等により再提出する場合は、余白部分に朱書きで「訂正分」と記入してください。
※訂正のあった個人別明細書のみ再提出してください。

お問い合わせ先となる担当者様の
氏名、所属課(係)、電話番号
を記入してください。
※会計事務所等へ給与計算事
務を委託している場合は、その
委託先も記入してください。

eTAXの電子納税や金融機関の地方税納入サービスなどの利用により、納入書を使用しない場合は不要を○で囲んでください。

特別徴収となる方の人数を記入してください。

退職したことにより特別徴収ができない方の人数を記入してください。

退職以外の理由により特別徴収ができない方の人数を記入してください。

以前からの変更点

所得者が特定親族（所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人）を有する場合には、その特定親族の合計所得金額に応じた控除額を控除する**特定親族特別控除が創設されました**。特親の人数および特定親族特別控除の額を該当の欄に記載してください。

【用語の説明】

①同一生計配偶者…給与受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の方
②控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与受給者の配偶者
③源泉控除対象配偶者…合計所得金額が900万円以下の給与受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方

給与受給者の令和8年1月1日現在の住所又は居所(退職者の場合は退職時の住所)を記入してください。

給与受給者の個人番号を記入してください。

3 一宮市では本人確認のキーコードにしていますので、必ず**フリガナ**も記入してください。

4 特定 … 平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方
 老人 … 昭和31年1月1日以前生まれの方
 16歳未満 … 平成22年1月2日以後生まれの方
 その他 … 上記以外の方
 特親 … 平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれで
 合計所得金額が58万円超123万円以下の方

【有】欄……主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」と記入してください。年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記入してください。

※配偶者特別控除の適用を受ける場合には何も記入しないでください。

【従有】欄…従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」と記入してください。
【老人】欄…控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記入してください。

6 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて計算された特定親族特別控除の額を記入してください。

8 小規模企業共済等掛金がある場合は、上段「内」欄にその共済掛金を記載し、下段には小規模企業共済等掛金も含めた合計金額を記入してください。

9 年末調整の際に算出所得税額から控除した金額を記入してください。算出所得税額より多い場合は、算出税額を限度に記入してください。

0 【摘要】欄に記入する項目

I. 他社や関連会社分などを合算して年末調整した場合…その支払者の所在地、名称、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額及び退職年月日を記入してください。
※2社以上の場合はそれぞれ記入してください。

II. 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合…5人目以降の氏名を記入してください。複数の氏名を記入する場合には、「(1)氏名」と連番を付してください。16歳未満の場合は「氏名(年少)」と記入してください。

III. 租税条約…源泉所得税額の免除を受ける方については、「〇〇条約〇〇条該当」と記入してください。

IV. 海外勤務者…「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日〇国」と記入してください。

V. 同一生計配偶者…合計所得金額が1,000万円超の納税義務者において、同一生計配偶者が障害者控除の適用を受ける場合には、「氏名(同配)」と記入してください。

VI. 所得金額調整控除…扶養親族が特別障害者・年齢23歳未満で適用がある場合には、「扶養親族の氏名(調整)」と記入してください。同一生計配偶者が特別障害者で適用がある場合には、「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記入してください。ただし、⑬又は⑭に氏名が記入されている場合には、省略することができます。

VII. 再提出する場合…朱書きで「訂正分」と記入し、必ず総括表とあわせて提出してください。

VIII. 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合には、「(退)氏名」と記入し、その者の生年月日、住所、配偶者又は扶養親族の場合はその旨、障害者又は特別障害者の場合はその旨、国外に居住する非居住者の場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額を記入してください。また、納税義務者が寡婦又はひとり親に該当する場合はその旨も記入してください。

個人別明細書の記入例

個人別明細書は、税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と複写になっていますので、国税庁が作成した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

⑧ 給与と支払報告書(個人別明細書)		① 区分		住所		② (受給者) 123456 (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		③ (氏名) 営業課長 (フリガナ) イチノミヤ タロウ 氏名 一宮 太郎	
支払を受ける者		住所		一宮市木曽川町内割田一の通り27番地 シティホール木曽川101号					
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給与・賞与		7 074 500		5 267 050		4 844 604		0	
④ 配偶者(特別) 控除の額		⑤ 控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
老人 特定 老人 その他 特親		1 1 1 1		1 1 1 1		5		2	
⑥ 特定親族特別控除の額		⑦ 社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
630 000		1,084 604		120 000		50 000		21 000	
⑩ (摘要)									
⑪ 訂正分 (1)一宮五郎 (2)一宮六郎 (01)一宮幸子(年少) (退)一宮七郎 H12.5.10 一宮市木曽川町〇〇 扶養親族 600,000円 前職 一宮市東五城字備前12番地 ㈱尾西工業 R7.3.31退職 支払金額 1,236,500円 社会保険料 164,462円 源泉徴収税額 18,870円									
⑫ 新生命保険料の金額		180,000		⑬ 旧生命保険料の金額		100,000		⑭ 介護医療保険料の金額	
90,000		360,000		180,000					
⑮ 住宅借入金等特別控除の額		2		⑯ 居住開始年月日(1回目)		29 年 1 月 10 日		⑰ 住宅借入金等特別控除区分(1回目)	
205,000		02 年 8 月 20 日		⑱ 住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住(特)		住宅借入金等年末残高(2回目)	
9,000,000									
⑲ (フリガナ) イチノミヤ ハナコ		区分		⑳ 配偶者の合計所得		㉑ 国民年金保険料等の金額		㉒ 旧長期損害保険料の金額	
氏名 一宮 花子				0		176,460		196,000	
⑳ 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						㉓ 基礎控除の額		㉔ 所得金額調整控除額	
㉕ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号									
1 (フリガナ) イチノミヤ イチロウ		区分 01		1 6歳未満の扶養親族		1 (フリガナ) イチノミヤ ハルコ		区分	
氏名 一宮 一郎						氏名 一宮 春子			
個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4						個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8			
2 (フリガナ) イチノミヤ ジロウ		区分 10				3 (フリガナ) イチノミヤ ナツコ		区分	
氏名 一宮 二郎						氏名 一宮 夏子			
個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5						個人番号 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7			
3 (フリガナ) イチノミヤ サブロウ		区分				4 (フリガナ) イチノミヤ アキコ		区分	
氏名 一宮 三郎						氏名 一宮 秋子			
個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6						個人番号 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6			
4 (フリガナ) イチノミヤ シロウ		区分				5 (フリガナ) イチノミヤ フユコ		区分	
氏名 一宮 四郎						氏名 一宮 冬子			
個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7						個人番号 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5			
未成者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 募 ひとり親 勤労学生						中途就・退職		受給者生年月日	
就職 退職 年 月 日						元 号		年 月 日	
〇 7 4 1						昭和		41 1 1	
⑳ 個人番号又は法人番号		3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3							
住所(居所)又は所在地		一宮市本町2丁目5番6号							
氏名又は称		一宮産業 株式会社							
(市区町村提出用)									

11 「生命保険料の控除額」欄をもとめる際に適用した各保険料の支払金額について、それぞれ該当する㊥～㊦欄へ記入してください。

12 「住宅借入金等特別控除申告書」から特別控除額、居住開始年月日及び年末残高を転記し、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

「住」… 一般の住宅借入金等特別控除の場合
(増改築を含む)。特例居住用家屋に
該当する場合は「住(特家)」と記入。

「認」… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合。特例認定住宅等に該当する場合は「認(特家)」と記入。

「増」… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合。

「震」… 震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選した場合、特例居住用家屋に該当する場合は「震（特家）」と記入。

※当該住宅の新築、取得又は増改築が「特定取得」に該当する場合は(特)と、「特別特定取得」に該当する場合は(特特)と、「特例特別特例取得」に該当する場合は(特特特)と併記してください。

13 控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ、個人番号及び所得金額を記入してください。また、その方が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入します。
※必ずフリガナも記入してください。

14 「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を記入してください。「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄には、この欄に記入する額を控除した後の金額を記入してください。

16 控除対象扶養親族等または16歳未満扶養親族の数を記入する際には、対象となる扶養親族等の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、扶養親族等が非居住者である場合や特定親族特別控除の適用を受けた場合には、「区分」欄に次のとおり記入してください。（居住者の場合は空欄）

- ・非居住者である場合
 - 「01」…30歳未満又は70歳以上
 - 「02」…30歳以上70歳未満の留学生
 - 「03」…30歳以上70歳未満の障害者
 - 「04」…30歳以上70歳未満で生活費や教育費に充てるための送金を38万円以上受けている者

・特定親族特別控除の適用を受けた場合
特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて
区分が示されています。国税庁が作成した「給与所得
の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手
引」18ページをご覧ください。

また、5人以上^(注)の場合には、個人番号を記入し、「摘要」の欄で記入した括弧書きの数字を付します。

^(注)5人未満でも退職手当等の支払いを受けた

場合は、その者の個人番号を「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入してください。

17 給与受給者本人が該当する欄に「○」と記入してください。

18 元号を漢字で記入してください。一宮市では本人確認のキーコードにしていますので、正確に記入してください。

19 給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を記入してください。個人番号を記入する場合は、左端を空白にし、右詰で記入してください。